

第 14 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和 3 年 9 月 3 日
2、招集場所	御嵩町役場 2 階 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 00 分
4、会議に付された件名	
議第 46 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 47 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
報第 17 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長 高 木 雅 春 事務局次長 伊 納 和 昭 書記 小 栗 直 也
6、会議録署名者	2 番 木村 博子 委員 3 番 鍵谷 正 委員
7、欠席委員	1 番 青木 友誉 委員
議 長	ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第 14 回御嵩町農業委員会を開会します。 本日、1 番 青木 委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 会議録 署名者に、2 番 木村 博子 委員、3 番 鍵谷 正 委員を指名します。 それでは、議第 46 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1 号事案について、13 番 石渡 和美 委員 説明願います。
13 番 石渡 委員	資料 5-1 をご覧下さい。申請地の場所は〇〇より南西に 180m のところ 一休利用地に住宅を建てる上での建築確認申請の条件確保のため、申請地を譲っていただき進入路として利用する。譲渡人は譲受人の要望を受諾したとのこと 申請地の東側は雑種地、西側は道路、畑、南側は畑、宅地、北側は畑となっています。 申請地の周辺境界にはコンクリートブロック壁を施工し、土砂等が流出しないようにする。

	<p>雨水は自然浸透とし、汚水は発生しません。転用に際し問題が生じた場合は申請人において解決するとのこと。資金は全額借入金により調達するとのこと。</p> <p>融資証明書、誓約書、隣地承諾書、委任状、許可を得ないままの一部の造成に対する始末書について確認しました。8月21日に行政書士と現地説明に立ち合いました。</p> <p>以上から1号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議長	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、6番 鍵谷 道隆 委員 説明願います。</p>
6番 鍵谷 委員	<p>2号事案の説明をします。資料5-2をご覧ください。申請地の場所は伏見グラウンドより50mのところ。転用目的は一般個人住宅。使用借人が住宅を新築するにあたり、使用借人の所有地が近隣の最適地と判断した。</p> <p>東側・南側は使用貸人所有の畑、西側は道路、北側は宅地・畑となっています。土地の造成は敷地周りにコンクリートブロックを積み土砂の流出を防止する。雨水は自然浸透、汚水は下水道に接続処理する。</p> <p>誓約書、隣地承諾書、土地利用計画図、ローン事前審査回答書について確認しました。8月26日に現地確認をしました。</p> <p>2号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p>

<p>6 番 鍵谷 委員</p>	<p>挙手全員であります。よって2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について、6番 鍵谷 道隆 委員 説明願います。</p> <p>3号事案の説明をします。資料5-3をご覧ください。申請地の場所は伏見郵便局より北へ300mのところですか。</p> <p>転用目的は一般個人住宅(庭)。譲受人は申請地北側に建設中の住宅の庭として使用したい。譲渡人はこれに応じ、分筆のうえ譲り渡すことにした。</p> <p>北側・東側は宅地、南側は譲渡人所有の畑、西側は畑となっています。土地の造成は南側農地との境界に石積する。雨水は側溝に接続処理する。</p> <p>誓約書、委任状、隣地承諾書、土地利用計画図、通帳の写しについて確認しました。8月25日に現地確認をしました。</p> <p>3号事案に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第47号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>(事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。</p> <p>1号事案について、5番 奥村 俊雄 委員 説明願います。</p>
<p>5 番 奥村 委員</p>	<p>1号事案の説明をします。資料の3-1をご覧ください。</p> <p>申請地の場所は、御嵩町防災コミュニティセンターから西へ300mほどのところですか。</p> <p>譲渡人は岐南町で生活をしており、申請地の耕作が困難なため売却を検討していた。譲受人は、御嵩町内複数の農地で耕作を行っており、営農の拡大のため申請地を購入する。許可あり次第移転し、契約期間は永年です。</p>

	<p>権利取得後の面積は、田 21,927 m²。所有機械はトラクター、コンバイン、自走式田植え機各 1 台です。</p> <p>譲受人は農業歴 30 年で、申請地は自宅から車で 7 分程の距離です。</p> <p>3 条の規定による許可申請書、土地登記簿の写し、申請地の位置図、農業委員会に対する誓約書、委任状を確認しました。</p> <p>申請地付近の土地の概要については、8 月 9 日に事前説明により確認しました。水稻が作付けされており、草刈り等も適正にされていました。</p> <p>以上から、1 号事案の申請内容に問題はないと思います。皆さんの審議をお願いします。</p>
議 長	<p>続いて、山本 恵美雄 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
山本 推進委員	<p>8 月 9 日に地区担当の奥村委員と私、申請者の 3 名で現地確認をしたところ、何の問題もありませんでした。皆さんの審議をよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>採決に入ります。1 号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって 1 号事案は可決しました。</p> <p>次に、報第 17 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、事務局報告願います。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>事務局から補足説明はありますか。</p>
事務局次長	<p>特にありません。</p>
議 長	<p>事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">9 時 30 分終了</p>

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

2 番

3 番
